経済産業省
関東経済産業局

経済産業省における働き方改革に関する支援策

平　成　３　０　年　１　月
経済産業省 関東経済産業局

０．働き方改革関する支援策の全体像
＜経済産業省関連＞

中小企業・小規模事業者の働き方に関する総合的支援策　＜全体像＞

生産性の向上（経営力向上）

○ 法律（中小企業等経営強化法）

- 事業分野別指針の策定
- 経営力向上計画の認定
  - 生産性を高めるための機械装置・器具備品・建物附属設備を取得した場合、
    - ３年間、固定資産税を１／２に軽減
    - 法人税上、即時償却または税額控除（7%※）を措置
      ※資本金3000万円以下の法人等は、10%
  - 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・債務保証等）
  - 補助金の優先採択

○ 予算

- **ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金（H29補正：1,000億円）**
  新商品・新サービスの開発、生産・ 業務プロセスの改善等の費用を補助
- **小規模事業者持続化補助金（H29補正：120億円）**
  小規模事業者が行う販路開拓に係る費用を補助
- **サービス等生産性向上IT導入支援事業（H29補正：500億円）**
  サービス業を中心として、新たに生産性向上に貢献するITツールやソフトウェアを導入する際の費用を補助
- **戦略的基盤技術高度化支援事業（H30：161.5億円の内数）**
  特定ものづくり基盤技術（精密加工等12技術）の高度化に資する研究開発及び販路開拓を補助

○ 税制

- **生産性革命の実現に向けた固定資産税特例**
  市町村の認定を受け、労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税を軽減
- **所得拡大（賃上げ）促進税制**
  雇用者への給与等支給額を増加させた場合に、税額控除
- **事業承継税制**
  後継者が先代経営者から非上場会社の株式等を相続・贈与で取得した場合、相続税・贈与税の納税を猶予

取引条件の改善

○ 未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）

- 業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）
- 業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

○ 下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用

- 立入検査、指導、公取委への措置請求

○ 下請かけこみ寺の機能強化

- 下請等中小企業の価格交渉力強化を支援

人手不足、事業承継

○ 人手不足対応ガイドライン

・人手不足対応に関し、100超も中小企業の好事例、そのエッセンスを抽出

○予算

- **地域中小企業人材確保支援等事業（H30）**
  女性、高齢者、外国人等の多様な人材の確保を支援

○ 税制　事業承継税制（再掲）

１－１．『経営力向上計画』による生産性向上支援

１－１　中小企業・小規模事業者等の生産性向上を後押し＜経営力向上計画＞

- 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定・支援措置

中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図るために、平成28年7月より中小企業等経営強化法に基づいて、①国による経営力向上計画※の認定を行い、②認定事業者を対象とした税制・金融などの支援措置を実施。

○経営力向上計画の認定を受けた場合のメリット

1. 税制優遇

生産性を高めるための設備を取得した場合に大きく2つの支援措置を受けることが可能。
・固定資産税の特例として**固定資産税が3年間半額（適用期限：平成30年度末まで）**
・法人税の**即時償却又は取得価額の10%税額控除※**が選択適用（中小企業経営強化税制）

※資本金3000万超の事業者は7%税額控除

2. 金融支援

日本政策金融公庫による低利融資、中小企業信用保険法の特例として信用保証枠の拡大、中小企業基盤整備機構による債務保証など。

3. 優先採択

計画の認定を受けた事業者のうち各補助金における基準を満たす場合は審査時に加点（ものづくり補助金、省エネ補助金、IT導入補助金等）。

※経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、中小企業・小規模事業者等が経営力を向上するために策定する計画で、事業所管大臣が事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針に則して策定するもの。
策定した計画は事業分野別の主務大臣に申請し、計画の認定を受けた事業者は税制・金融などの支援を受けられる。

１－２　中小企業等経営強化法の認定スキーム

（１）事業分野別指針の策定
事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

（２）経営力向上計画の認定
中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を各大臣に申請。
認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる。

経済産業大臣
（基本方針の策定）

主務大臣
（事業分野別指針の策定）
提出先
（例）経産省：各地方の経済産業局

申請　認定

経営力向上計画

申請事業者
（中小企業・小規模事業者
中堅企業）

【支援措置】
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の特例（３年間１／２に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援
- 認定事業者に対する補助金等における優先採択

※推進機関において、人材育成を行う場合には、
労働保険特会からの支援を受けることが可能。

事業分野別
経営力向上推進機関
例
・事業者団体
・同業者組合　等

普及啓発
人材育成

申請を
サポート

経営革新等支援機関
例
・商工会議所・商工会・中央会
・地域金融機関
・士業等の専門家

※事業分野別指針が策定されてない分野においては
基本方針に基づいて申請が可能。

＜ご参考＞中小企業等経営強化法（経営力向上計画）の認定状況：H29.10末現在

○平成29年10月31日現在、37,325件を認定（経済産業省:22,084件、国土交通省:7,735件、農林水産省：3,108件、厚生労働省：2,706件、国税庁：371件等）

＜認定事業者の内訳（37,325件）＞

（業種別）

○製造業：19,483件
○卸・小売業：2,745件
○建設業：6,364件
○サービス業(他に分類されないもの)：1,184件
○医療，福祉業：2,261件
○電気・ガス・熱供給・水道業：965件
○情報通信業：585件
○学術研究，専門・技術サービス業：899件
○生活関連サービス業,娯楽業：584件
○宿泊業，飲食サービス業：551件
○不動産業,物品賃貸業：378件
○農業・林業：660件
○運輸業,郵便業：338件
○鉱業，採石業，砂利採取業：143件
○教育,学習支援業：120件
○漁業：29件
○金融業,保険業：2件
○複合サービス事業：4件

（地域別）

○北海道：1,294件

○東北：1,992件
-青森:257件　-岩手:245件　-宮城:348件　-秋田:232件　-山形:516件　-福島:394件

○関東：13,147件
-茨城:769件　-栃木:558件　-群馬:771件　-埼玉:1326件　-千葉:839件　-東京:3,640件
-神奈川:1,556件　-新潟:832件　-山梨:197件　-長野:1,115件　**-静岡:1,544件**

○中部：5,625件
-富山:532件　-石川:549件　-岐阜:944件　-愛知:3,017件　-三重:583件

○近畿：7,523件
-福井:371件　-滋賀:452件　-京都:855件　-大阪:3,453件　-兵庫:1,877件
-奈良:349件　-和歌山:317件

○中国：2,455件
-鳥取:239件　-島根:172件　-岡山:651件　-広島:979件　-山口:414件

○四国：1,512件
-徳島:297件　-香川:485件　-愛媛:476件　-高知:254件

○九州・沖縄：3,626件
-福岡:1,224件　-佐賀:252件　-長崎:321件　-熊本:593件　-大分:376件
-宮崎:291件　-鹿児島:371件　-沖縄:198件

１－２．生産性向上を後押しする支援策
～ 平成29年度補正予算・30年度当初予算 ～

中小企業庁　技術・経営革新課
03-3501-1816

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成29年度補正予算案額　1000.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることが必要です。
- 中小企業・小規模事業者が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。
- 2020年度までの集中投資期間中、生産性向上のための新たな設備投資を強力に後押しするため、自治体の自主性に配慮しつつ、固定資産税の負担減免のための措置を講じ、これに合わせて、本予算等による重点支援を行います。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、 3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

事業イメージ

1．企業間データ活用型（補助上限額：1,000万円/者※、補助率2/3）

複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】

A社	1000万円	＋	200万円×3＝600万円
B社	1000万円		（連携体内で配分可能）
C社	1000万円		

2．一般型（補助上限額：1,000万円、補助率1/2）※

中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

※ 平成30年通常国会提出予定の生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）に基づく先端設備等導入計画（仮称）の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3

3．小規模型（補助上限額：500万円、補助率:小規模事業者2/3、　その他1/2）

小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・ 生産プロセスの改善を支援。（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

●専門家を活用する場合　補助上限額30万円アップ（１～３共通）

中小企業庁　小規模企業振興課
03-3501-2036

小規模事業者支援パッケージ事業

平成29年度補正予算案額　120.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、事業者数で9割を占め、地元からの雇用者比率も高く、その持続的発展が地域経済にとって極めて重要です。
- 一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、 既存の顧客・商圏を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。
- そのため、小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援します。特に、事業承継の円滑化に資する取組の一層の重点化を図ります。
- また、展示会・商談会の開催や販売拠点の設置などにより小規模事業者単独では難しい広域での販路開拓を支援します。

成果目標

- 小規模事業者持続化補助金等により約20,000者の販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（定額） → 全国商工会連合会 日本商工会議所 → 補助（定額,2/3） → 商工会、商工会議所、都道府県連合会、小規模事業者等

事業イメージ

1．小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が将来の事業承継も見据え、ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援します。

賃上げ等の従業者の処遇改善を実施する事業者について補助上限額を増額するとともに、事業承継に向けた取組、生産性向上に向けた取組を実施する事業者を重点的に支援します。

＜小規模事業者持続化補助金＞
補　助　率：2/3
補助上限額：50万円
100万円
（賃上げ、海外展開、買物弱者対策等）
500万円（将来の事業承継を見据えた共同設備投資等）
等

2．広域型販路開拓環境整備事業

商工会・商工会議所をはじめとする中小企業・小規模事業者団体等が、ブランドの磨き上げ、展示会・商談会の開催、都市部での販売拠点（アンテナショップ）の設置、インターネット通販サイトなどの環境を提供していくことを支援、

小規模事業者等が取り扱う商品・サービスのブランディング、認知度向上、テストマーケティングの実施、消費者と接する機会の創出を目指します。

商務・サービスG　サービス政策課
03-3580-3922

サービス等生産性向上IT導入支援事業費

平成29年度補正予算案額 500.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の生産性の向上を図ることが必要です。特に、我が国GDP及び地域経済の就業者の約7割を占めるサービス産業(卸小売、飲食、宿泊、運輸、医療、介護、保育等)等の生産性の底上げが非常に重要です。
- 生産性向上にはIT投資が有効ですが、①資金面、②ITリテラシー不足等により、浸透が遅れていると指摘されています。
- しかし、近年の技術進歩により、業種別の特性に応じた操作性・視認性・価格に優れたITツール（財務会計等の業務を抜本的に効率化するツールや、飲食業や小売業が直面する税率を含む会計処理の対応や商品管理などを効率的に行えるツール等）が登場し、様々な業種・業態における利用ポテンシャルが高まっています。
- こうしたITの導入支援にあたり、単なる導入支援のみではなく、 IT事業者と中小企業・小規模事業者間の情報の非対称性を是正するため、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、効果の高いツールの見える化、ノウハウの集約と横展開を行うプラットフォームの構築を通じて、中小企業・小規模事業者によるIT投資を加速化させ、我が国全体の生産性向上を実現します。

成果目標

- 本事業により、補助事業者の生産性を向上させ、サービス産業の生産性伸び率を2020年までに2.0%を実現することに貢献します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 定額補助 → 民間団体等 → 補助(1/2) → 中小企業等

事業イメージ

- 中小企業等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITの導入支援を行います（補助額：15万円～50万円、補助率：1/2）。
- 想定する主なITのイメージは、以下のとおりです。
  ① 簡易税務・会計処理
  ② POSマーケティング
  ③ 簡易決済
  ④ 在庫・仕入れ管理
  ⑤ 顧客情報管理・分析　等

（参考）ITの利用イメージ

- 導入支援にあたっては、

1）IT導入を経営改革に着実に繋げる観点から、申請時に生産性向上計画の作成・提出を求め、各社の成長戦略（事業課題、将来計画等）とIT等の導入設備の必要性について明確化します。

2）データ連携が可能なITツールの効果を最大限引き出すためのサポートや、事業終了後もフォローを行う体制を整備します。

3）ITツールを導入した成果（労働生産性の向上率等）について、国への報告を義務付けます。あわせて、こうした成果に基づき、ITツール及び当該ツールを提供したIT事業者の評価を行い、原則としてHP等で公開することとします。成果の評価に際しては、ローカルベンチマークの指標も活用し、また、業種毎の特性も加味することとします。

4）この他、おもてなし規格認証や、第三者による生産性向上計画の作成支援、セキュリティ対策への配慮等を盛り込むなど、サービス産業等の生産性向上施策等との連携を図ります。

5）併せて、本事業を通じて得られた生産性向上の好事例やノウハウを集約して横展開を進めていくためのプラットフォームを構築し、全国の中小企業・小規模事業者に対して、広報・普及等を行います。

地域中核企業・中小企業等連携支援事業

平成30年度予算案額 161.5億円（155.0億円）

（１）中小企業庁　技術・経営革新課
03-3501-1816
（２）地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645
（３）同上

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国経済の底上げを図っていくためには、地域経済を牽引する地域中核企業（中小企業、中堅企業）と、中小企業、大学・公設試等の連携を促進し、地域に波及効果を及ぼす取組を重点的に支援していくことが重要です。
- このため、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者等が、中小企業と連携して行う活動等を、事業化戦略の立案から研究開発、販路開拓まで一体的に支援していきます。

成果目標

（１）ものづくり研究開発においては事業終了後5年以内、サービス開発においては事業終了後2年以内に、事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

（２）市場獲得においては、事業終了後3年以内に、売上額、付加価値額等の目標値を達成した事業が半数を超えることを目指します。

（３）新事業創出に向けた一貫支援においては、地域中核企業等の平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指します。

※なお、「未来投資戦略2017」では、地域未来投資促進法を活用し、当該事業以外の施策も総動員して３年で2000社程度の支援を目指すこととしています。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（１）ものづくり・サービスの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大3年間支援します。
- 中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を2年間支援します。※地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇

補助上限額：【ものづくり】4,500万円　※初年度以降は異なる
【サービス】3,000万円

補助率：【ものづくり】2/3　※大学・公設試等の場合は定額
【サービス】1/2　※IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3

（２）市場獲得（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者（※）が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における設備投資を支援します。

補助上限額：5,000万円（連携事業者数に応じて最大で１億円）

※中小企業以外の場合には、当該事業者への補助額は、補助額全体の1/2未満。

（３）新事業創出に向けた一貫支援（地域中核企業創出・支援事業）

- 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）を含むグローバル・ネットワーク協議会や支援人材を通じて、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者をはじめとする地域中核企業等による新事業のための体制整備から、事業化戦略の立案、販路開拓まで、事業段階に応じた支援をします。

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

（ご参考）省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業

平成29年度補正予算案額　78.0億円

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業等における省エネの推進は、エネルギーコストの低減による利益増大やエネルギーコストの急騰による経営リスクが軽減されるなど、中小企業等の経営体質が強化され、生産性向上に直結します。
- そのため、本事業においては、エネルギー使用量の計測・制御等の機能を有する、省エネ性能の高い設備の導入による、生産性の向上に資する省エネ取組を支援します。また、設備の入替効果のみならず、設備の運用改善による省エネポテンシャルの深掘りの効果を追求します。
- 具体的には、導入した設備のエネルギー使用状況を見える化し、省エネ設備導入後における適切な運用管理や気づきを促します。また、本事業により省エネ設備等を導入した事業者に対し、省エネを推進する専門家を派遣し、エネルギー使用実態の調査・分析を行うことで、省エネ設備等の運用改善によるエネルギーの効率的利用を促します。

成果目標

- 本事業によって、省エネ性能の高い設備の導入を支援するとともに、その後の運用改善による、更なる省エネポテンシャルの深掘り効果を追求し、エネルギーコストの低減を図り、中小企業等の経営体質を強化し、生産性の向上を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国 →（補助）→ 民間企業等 →（補助（1/3））→ 事業者等

事業イメージ

省エネ設備・エネルギー見える化設備の導入

- エネルギー使用量の計測・制御等の機能を有する省エネ性能の高い設備等の導入を支援

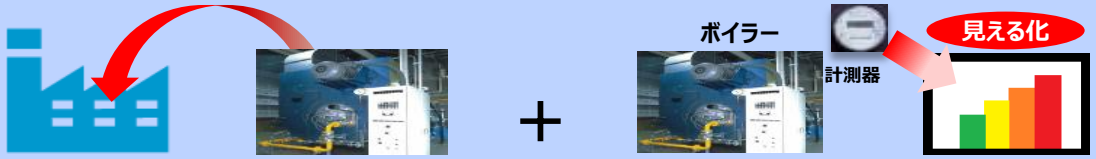

省エネ設備の導入　＋　エネルギー使用量の見える化

省エネの推進により、中小企業等の経営体質の強化、生産性向上を図る

専門家診断によるエネルギー効率的利用の促進（省エネの深掘り）

- 省エネに関する情報不足や人材不足により、省エネに取り組むことが出来ない中小企業等が多く存在
- そのような事業者に専門家を派遣し、省エネ設備等の運用改善によるエネルギーの効率的利用を促進

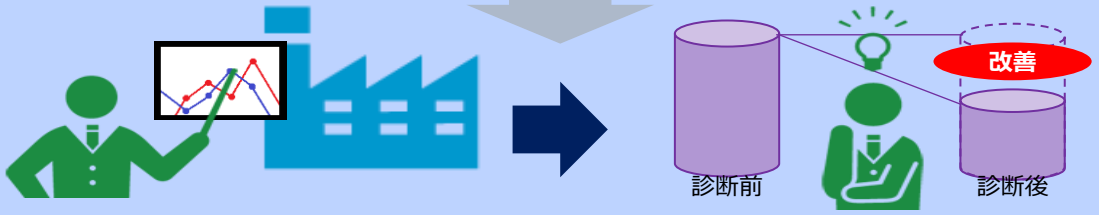

設備を導入した企業に対し
専門家を派遣、省エネ診断を実施

専門家の支援のもと、
運用改善による省エネを推進

省エネ設備の導入に加え、専門家の支援により省エネの更なる深掘りを図る

（ご参考）省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

平成30年度予算案額 600.4億円（672.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

① 省エネルギー設備への入替支援
工場等における省エネ設備への入替促進のため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」（複数事業者が連携する設備入替も含む）、申請手続きが簡易な「設備単位」での支援を行います。

② ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の導入・実証支援　ZEHの普及目標を掲げたZEHビルダーにより建築されるZEH+（現行のZEHより省エネを更に深堀りするとともに、設備のより効率的な運用等により太陽光発電等の自家消費率拡大を目指したZEH）の導入や集合住宅におけるZEHの実証等を支援します。

③ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援　ZEBの実現・普及のためのガイドライン作成、ZEBを推進する設計事務所や建築業者、オーナーの発掘・育成等を目的に、ZEBの構成要素となる高断熱建材・設備機器等を用いた実証を支援します。

④ 次世代省エネ建材の導入支援
既存住宅の断熱・省エネ性能の向上を図るため、工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材の導入を支援します。

成果目標

- 平成42年省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 平成32年までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

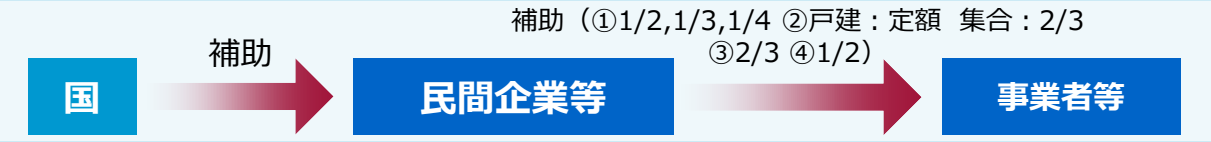

事業イメージ

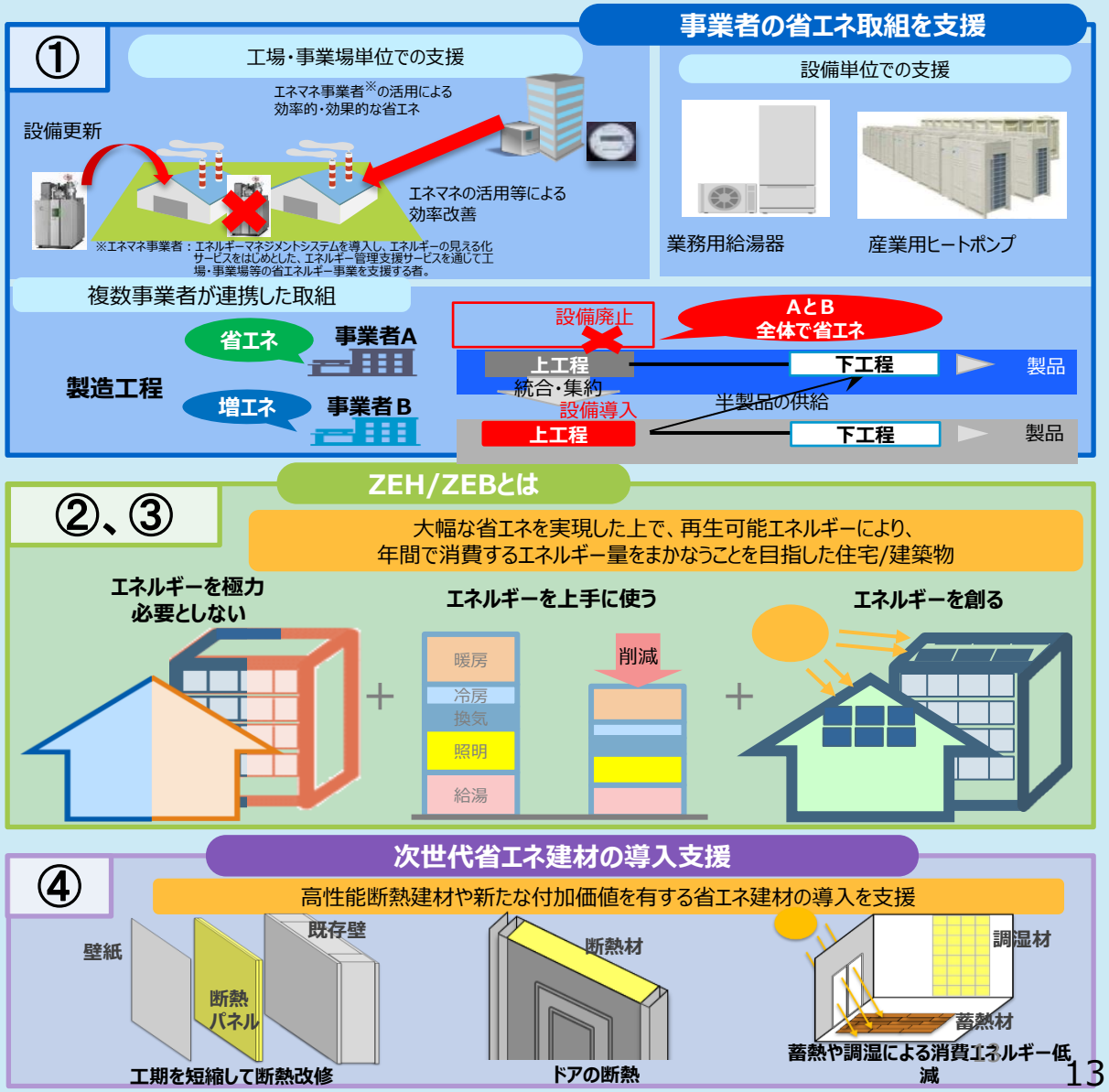

＜ご参考＞　補助金に関する手続きの流れ（例）

○ 補助金採択の発表があっても、交付決定日以降でなければ事業に着手できない。
○ 交付決定を受けるには、改めて補助金の「申請書」を提出する必要がある。
○ 補助金の支払いは、事業終了後に「報告書」を提出し、確定検査を受けた後となる。
○ その他、補助金の経理処理及び検査等に関する手引きは以下に公表している。

＜補助金の事務処理に関する手引き＞
経済産業省のホームページに掲載　→「経済産業省　事務処理マニュアル」で検索
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

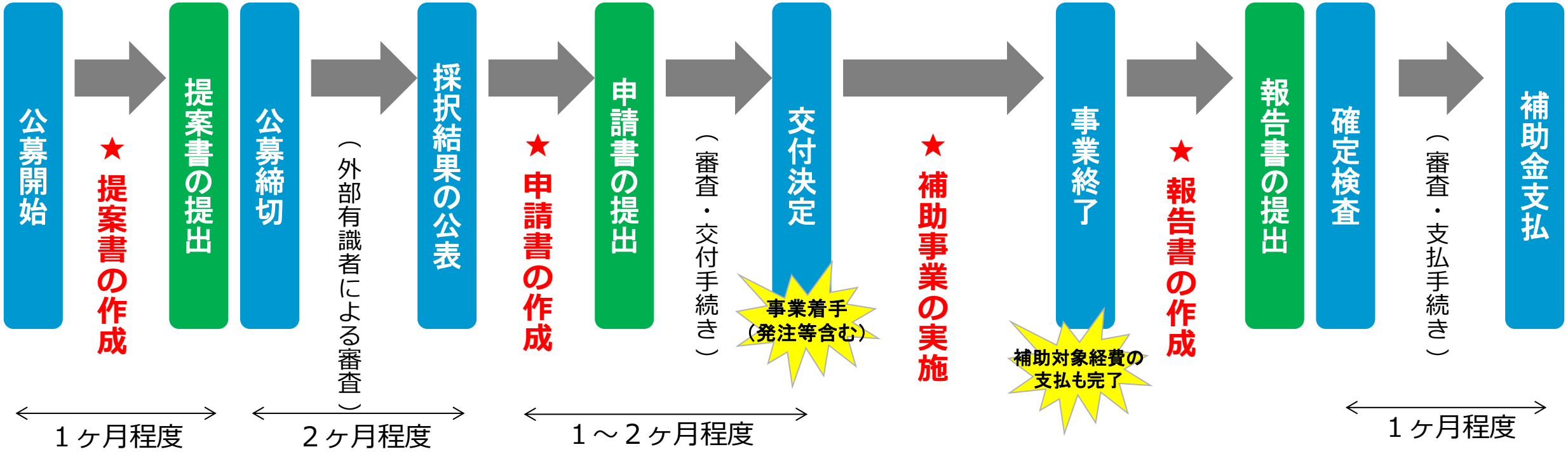

【注】上記は一般例であり、個々の補助金や案件によって運用等が異なることがある。

１－３．生産性向上を後押しする支援策
～　税制関係 ～

①中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設　（固定資産税）

新設

- 集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、**償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じる**。

特例措置の内容

○　以下の要件を満たす設備投資を対象

① 市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

② 真に生産性革命を実現するための設備投資

（導入により、労働生産性が年平均３％以上向上する設備投資）

③ 企業の収益向上に直接つながる設備投資

（生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資）

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な更新投資は除外される

○　特例率は、３年間、ゼロ以上１／２以下で市町村の条例で定める割合とする。

○　当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～32年度）に限定

※　平成28年度に創設した現行の特例措置については、上記措置の創設に伴い、期限の終了をもって廃止するため、規定を削除。（削除規定は平成31年４月１日施行）

（参考）中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例の創設（詳細）

改正概要　【適用期限：平成３２年度末まで】

【生産性向上の実現のための臨時措置法（仮称）】

※スキーム等は検討中

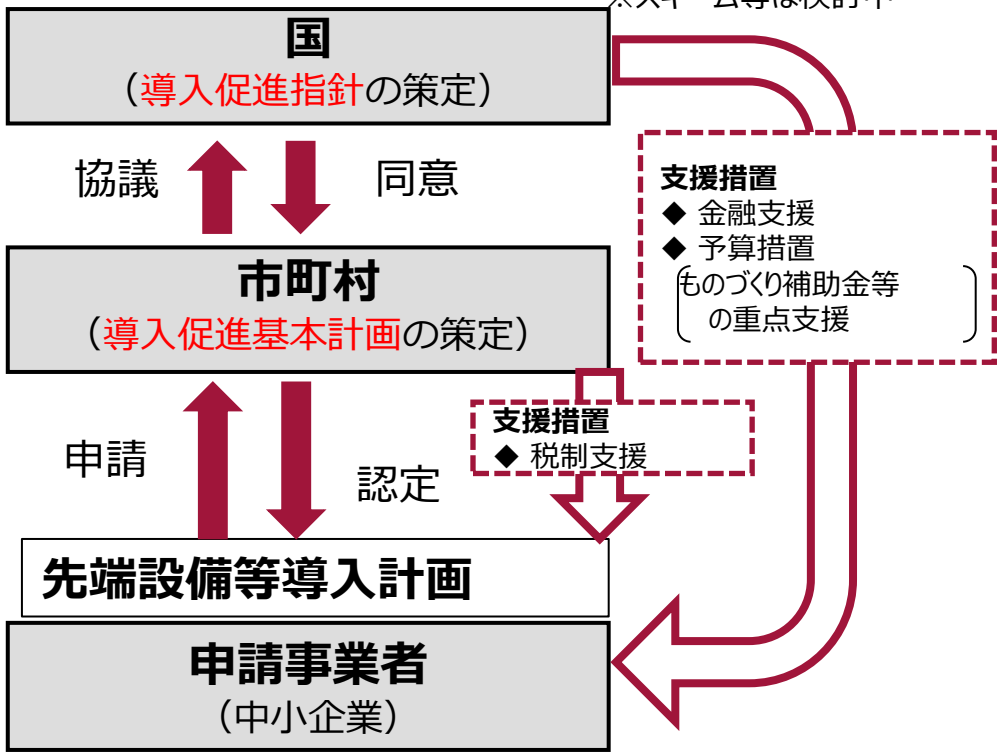

対象者 ※１	中小企業者等（資本金額１億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均３％以上向上、市町村計画に合致）を受けた者 （大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村※２
対象設備※1	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均１％以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】 ◆機械装置（160万円以上/10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆器具備品（30万円以上/6年以内） ◆建物附属設備（※３）（60万円以上/14年以内）
その他 要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、３年間　ゼロ～１／２（※４）に軽減

※１　市町村によって異なる場合あり　　※２　市町村内で地域指定がある場合あり
※３　家屋と一体となって効用を果たすものを除く　　※４　市町村の条例で定める割合

➢ 本特例に合わせ、**「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援する**ことで、**国・市町村が一体となって、中小企業の生産性の向上を強力に後押し。**

②『事業承継税制』（中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充）

- 事業承継の際の贈与税･相続税の納税を猶予する｢事業承継税制｣を、**今後5年以内に承継計画（仮称）を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**
- ①対象株式数･猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和　～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

○納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税･相続税を納税することがある。

○税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与･相続される場合のみ。

改正後

○対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。

○親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減　～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

○後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与･相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。

○税制の適用後、**5年間で平均8割**以上の雇用を維持できなければ猶予打切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正後

○**売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

○5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

③『中小企業向け所得拡大促進税制』　平成30年度税制改正のポイント

従業員への給与を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除する**所得拡大促進税制を拡充し、３年間延長**します。

改正後の制度概要

【要件】
①給与総額が前年度以上
②平均給与が前年度比で1.5%以上増加

- 前年度からの給与総額の増加額に対して、**15%の税額控除**
- **人材投資**や**生産性向上**に取り組む企業は　税額控除率を**25%に上乗せ**

【税額控除：通常】

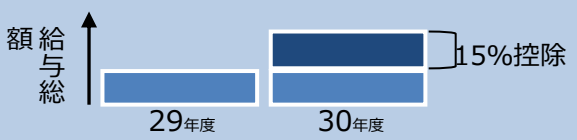

【税額控除：上乗せ】

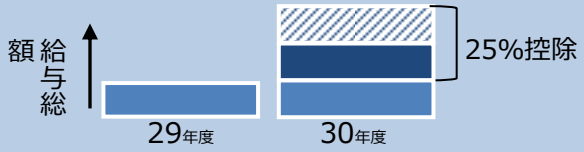

<上乗せ>
要件②の増加率が2.5%以上で、以下のいずれかを満たす場合は、
前年度からの増加額の25%を控除
・教育訓練費が対前年度比10%以上増
・法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上がなされていること

1　基準年度からの増加要件を撤廃します

現行制度

給与総額が基準年度（平成24年度）比で３%以上増加していることが適用の要件。

改正後

基準年度との比較要件は撤廃。

2　税額控除率を拡充します

現行制度

給与総額の基準年度（平成24年度）からの増加額に対して、10%の税額控除。

改正後

給与総額の前年度からの増加額に対して、15%の税額控除。

3　人材投資や生産性向上に取り組む企業はさらに支援します

改正後

平均給与が対前年度比で2.5%以上増加しており、人材投資（新たなスキル獲得のための研修等）や生産性向上に取り組む場合には、給与総額の前年度からの増加額に対して、25%の税額控除。

２．取引条件の改善

取引条件の改善

● 未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）

① 業種横断的なルールの整備

- ➢下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の詳細化
  →違反の例示として、“合理性の無い定期的な価格引下げ”、“金型保管コストの押しつけ”等の75例を追加。計141例に。
- ➢下請代金の支払手段に関する通達の見直し
  →できる限り現金払いに。手形の場合、割引料は親負担、サイトは60日以内に

（従来：120日以内
繊維業は90日以内）

② 業種別のルール作り

- ➢業種別下請ガイドラインの策定・改訂
- ➢産業界の自主行動計画（自動車、建機、電機、トラック運送業等、8業種21団体）　等

● 法の厳格な運用、実態の把握

- ➢新しいルールに基づき、立入検査・指導、公取委の勧告を実施。
- ➢下請Gメン　（全国で　８０人）
- ➢自主行動計画の実施状況など、大企業・中小企業それぞれの実態を調査

● 下請かけこみ寺　～取引上の悩みやトラブルに対応。相談無料、秘密厳守。全国48カ所。

電話**0120-418-618**、メールやWEBでの相談は　**下請かけこみ寺**　**検索**

※最低賃金引上げへの対応～「『稼ぐ力』応援チーム」
最低賃金引上げに伴う一番合わせ引き上げ方をすすう、各地で収益力が、プロセンタの指導などを実施。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

取引条件の改善（下請代金法の運用強化：運用基準の改正）

○　平成28年12月14日、公正取引委員会は「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（事務総長通達）を改正し、違反行為事例を大幅に追加した。

運用基準改正のポイント

○違反行為事例の追加

（現行66事例から141事例に大幅増加）

- 公正取引委員会による勧告・指導の中で、繰り返し見受けられた行為、事業者が問題ないと認識しやすい行為等を追加
- 中小企業庁等と共同で実施した大企業ヒアリングで得られた情報等を元に追加

主な違反行為の追加事例

【減額】

コンビニエンスストア本部である親事業者は、消費者に販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、店舗において値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

【買いたたき】

親事業者は、取引先と協議して定めた「○年後までに製品コスト○%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の○%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

【不当な経済上の利益の提供要請】

親事業者は、量産終了から一定期間が経過した下請事業者が所有する金型、木型等の型について、機械部品の製造を委託している下請事業者から破棄の申請を受けたところ、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

出典：公正取引委員会公表資料（「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について）より抜粋

取引条件の改善（新たな手形に関する通達）

○平成28年12月14日、中小企業庁と公正取引委員会において、手形支払に関する新たな通達を発出した（昭和41年以来、50年ぶり）。なお、「振興基準」の中でも同内容を記載している。

新たな手形に関する通達のポイント

① 下請代金の支払いは可能な限り現金で。
② 手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議する。
③ 手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

親事業者のうち大企業から率先して取り組んでいただきます！

※今後、政府が数年間かけて改善状況を調査します。

取引条件の改善（下請ガイドライン）

○　平成28年12月の関連する基準、通達の改正を踏まえて、下請ガイドラインを改訂。

○　新たに食品製造業・小売業（豆腐・油揚製造業）も策定し、合計**17業種**に。

1．下請ガイドラインとは？

親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため、業種の特性に応じて下請法等の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例を示している。

2．下請ガイドラインを改訂！

基準改正等を踏まえ、合理性を確保した原価低減活動、労務費上昇分の取引対価への反映、現金払いの原則（手形使用時はサイトを短縮）等の内容を反映。

＜既存の下請ガイドライン策定業種：16業種＞

素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備産業、金属（旧：鉄鋼）、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作【経済産業省】建設業、トラック運送業【国土交通省】、放送コンテンツ【総務省】

3．新たな下請ガイドライン（食品関係で初！）

新たに「食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚製造業～」【農林水産省】を策定。問題となり得る事例と望ましい取引実例11項目を掲載。

＜食品製造業ガイドラインの例＞

派遣、役務の提供

＜問題となり得る事例＞

○　小売業者の要請で、特売期間中の店舗での商品陳列のため従業員を派遣したが、派遣費用の支払いがなかった。

＜望ましい取引実例＞

○　小売業者が要請を行う際、派遣費用の支払いはもとより、曜日の選択など要請を受けられるか十分協議の上で決定。

このほか、包材の費用負担、合理的な根拠のない価格決定、物の購入強制等について例示。

また、ガイドラインについて事例をわかりやすく解説した動画を公開。（→QRコード参照）

下請ガイドラインは、中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm）に掲載。

取引条件の改善（自主行動計画）

○　世耕大臣から業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主行動計画の策定と着実な実行を要請**した。
○　自動車業界をはじめとして、**8業種21団体**が計画を策定し、公表している。（平成29年3月末時点）

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材	素形材センター等　計9団体
建設機械	日本建設機械工業会
繊維 （2団体連名で策定）	日本繊維産業連盟 繊維産業流通構造改革推進協議会
電機・情報通信機器	電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA） 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ） 日本電機工業会（JEMA）
情報ｻｰﾋﾞｽ・ｿﾌﾄｳｪｱ	情報サービス産業協会
トラック運送業	全日本トラック協会
建設業	日本建設業連合会

取引条件の改善（今後のフォローアップ体制）

○　今後、発注側の大企業、下請側の中小企業の両方に対してきめ細やかな調査を実施し、サプライチェーン全体にわたる「適正取引」や「付加価値向上」の浸透・徹底を図る。

項目	今後の対応
(1)自主行動計画のフォローアップ	✓ 中小企業庁の定める『フォローアップ指針』を踏まえ、各団体がフォローアップ調査を実施。調査結果を踏まえ、個社の取組の改善や自主行動計画の見直しを実施。
(2)大規模な調査の実施	✓ 昨年12月の関係法令の運用強化を踏まえた改善状況について、親事業者数千社及び下請事業者数万社に対する大規模な調査を実施。（平成30年1月頃実施予定） ✓ 現金払い比率、手形サイト等について、対策前と比較して改善状況を確認。また、労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担など、新規項目も調査対象に追加。
(3)下請Ｇメンによる訪問調査	✓ 全国に80名規模の取引調査員（下請Ｇメン）を配置し、年間2、000件以上の下請企業ヒアリング実施。 ✓ 下請Gメンによるヒアリングで問題事案を把握した場合には、必要に応じ個社又は業界団体にフィードバックし、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請。

３．人手不足対策

人手不足対応（人手不足対応ガイドライン）

○　人手不足対応に関し、**100を超える中小企業の好事例**を集め、そのエッセンスを抽出した**「人手不足対応ガイドライン」（３つのステップ）**を本年3月にとりまとめ。

○　人手不足対応について、求人のみならず、**①経営課題/業務の見つめ直し、②生産性や求人像の見つめ直し、③（働き手の立場に立った）職場環境の改善**等、**総合的に取り組む**ことの重要性が示された。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/2017/170703hitodebusokugl.html

人手不足ガイドラインのポイント

１．人手不足対応への基本的な考え方　～人手不足を成長のチャンスに～

（１）女性・高齢者・外国人等の多様な人材に視野を広げ、働き手の立場にたった**職場環境整備**により**人材を確保**

（２）**ＩＴやロボット等の設備導入**や**業務改善・人材育成**等により**生産性を向上**

２．人手不足対応に取り組むための３つのステップ

ステップ１：**経営戦略/課題の優先度を再確認**した上で、人手が不足している**業務**を見つめ直す（業務細分化等）。

ステップ２：**業務に対する生産性**（IT・ロボット等（ハード）と段取変更等（ソフト）の両アプローチ）に加え、**業務に対する求人像**を見つめ直す（求人像の拡大、明確化等）。

ステップ３：働き手の立場にたって、**求人方法**（自社ＰＲ・採用手段等）を見つめなおすとともに、**職場環境の改善**を図る

【委　員】

（座長）今野　浩一郎（学習院大学経済学部経営学科教授）
海老原　嗣生（株式会社ニッチモ代表取締役）
苧野　恭成　（全国商工会連合会総務部長）
島貫　智行　（一橋大学商学研究科准教授）
宇佐川　邦子（リクルートジョブズリサーチセンター長）
及川　勝　（全国中小企業団体中央会事務局次長兼政策推進部長）
小林　治彦（日本商工会議所産業政策第二部部長）
原　正紀（株式会社クオリティ・オブ・ライフ代表取締役社長）

人手不足対応（人手不足対応ガイドラインの取組を後押しする関連施策）

○　人手不足対応ガイドラインの関連施策を活用することにより、事業者の取組を後押し。

３つのステップごとの支援策

【ステップ１】 経営課題や業務を見つめ直す

- よろず支援拠点等による経営相談（「人材不足対応アドバイザー」（仮称）の配置）
- 中小企業大学校における経営者向け研修

【ステップ２】 生産性や求人像を見つめ直す

〇生産性を見つめ直す
- 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の活用による設備導入
- プラスITフェアやサービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業の活用によるIT導入

〇求人像を見つめ直す
- よろず支援拠点等による経営相談（「人材不足対応アドバイザー」（仮称）の配置）

【ステップ３】 働き手の目線で、人材募集や職場環境を見つめ直す

〇人材募集を見つめ直す
- 地域中小企業人材確保支援等事業によるマッチング支援等の活用
- ハローワークの活用
- 雇用関係助成金による採用の後押し
- 外国人受入インターンシップ等の活用による外国人の受入れ
- 新・ダイバーシティ経営企業１００選等を活用したＰＲ

〇職場環境を見つめ直す
- 専門家派遣事業によるアドバイス
- 職場意識改善助成金等の活用による環境整備
- 雇用関係助成金による人材育成等
- ものづくり中核人材育成事業等による人材育成

（ご参考）よろず支援拠点について

〇中小企業・小規模事業者からの売上拡大等の様々な経営相談に対して、地域の支援機関等とも連携しながら対応するワンストップ窓口として、平成26年6月に各都道府県に整備。

〇売上拡大、資金繰り等の経営相談やどこに相談すればいいのか分からない相談者に対して、無料相談を行う。

◆関東経済産業局管内のよろず支援拠点

都県名	実施機関	チーフコーディネーター	コーディネーター人数
茨城県	公益財団法人茨城県中小企業振興公社	宮田　貞夫	16
栃木県	公益財団法人栃木県産業振興センター	矢口　季男	10
群馬県	公益財団法人群馬県産業支援機構	小畑　満芳	14
埼玉県	公益財団法人埼玉県産業振興公社	越智　隆史	15
千葉県	公益財団法人千葉県産業振興センター	井口　章	14
東京都	一般社団法人東京都信用金庫協会	金綱　潤	12
神奈川県	公益財団法人神奈川産業振興センター	山﨑　隆由	24
新潟県	公益財団法人にいがた産業創造機構	上村　修	12
山梨県	公益財団法人やまなし産業支援機構	西川　岳	7
長野県	公益財団法人長野県中小企業振興センター	白川　達男	19
静岡県	**静岡商工会議所**	**塚本　晃弘**	**12**
		計	155

◆よろず支援拠点のイメージ図

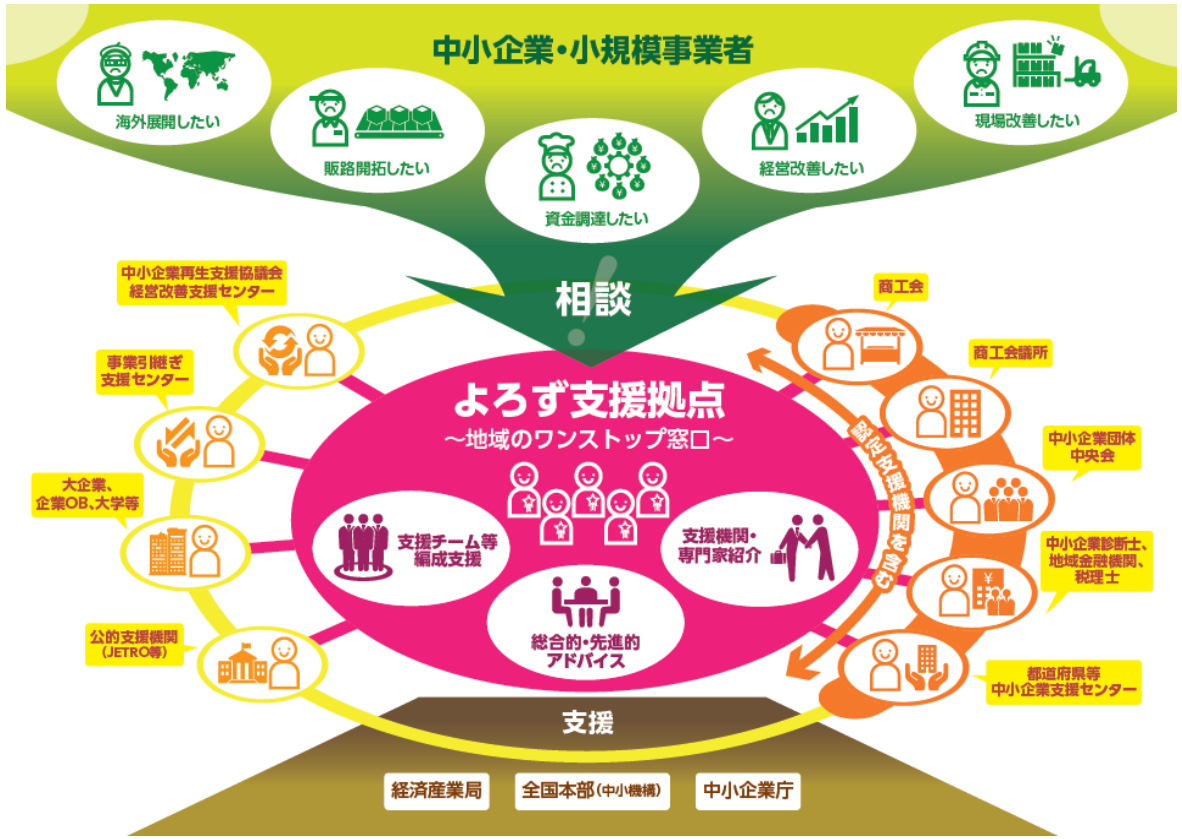

◆相談対応件数：　全国 28年度 188,364件（うち関東管内　28年度 49,083件）

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成30年度予算案額　18.5億円（16.7億円）

1．中小企業庁　経営支援課　03-3501-1763
2．商務情報政策局　サービス政策課　03-3580-3922
2．製造産業局　参事官室　03-3501-1689
3．中小企業庁　小規模企業振興課　03-3501-2036
4．地域経済産業Ｇ中心市街地活性化室　03-3501-3754
4．中小企業庁　商業課　03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。
- 中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材や、小規模事業者を支援する人材を育成します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」(平成27年度開始)は、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- ①「中小サービス業中核人材の育成支援事業」(平成26年度開始)、②「スマートものづくり応援隊等事業」（平成27年度開始)の研修者等へのアンケートの結果を、「非常に役に立つ」「役に立つ」が95%以上となることを目指します。②については、合わせて年間240人以上の指導者の育成を目指します。
- 「小規模事業者支援人材育成事業」(平成26年度開始)は約7,700人の経営指導員等の資質向上を通じて、小規模事業者の経営改善の促進を目指します。
- 「中小企業等支援人材育成事業」(平成26年度開始)は、研修受講済の者による中心市街地や商店街の活性化事業が累計90件実施されることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1．国 →（委託）→ 民間企業等

2．国 →（補助（定額））→ 民間団体等 →（補助（1/3））→ 民間企業等

国 →（補助（1/2））→ 民間団体等

3．国 →（補助（定額））→ 民間団体等

4．国 →（委託）→ 民間団体等

事業イメージ

1．地域中小企業人材確保支援等事業

・地域内外の若者・女性・シニアといった多様な人材とともに、一定のキャリアを積んだミドル人材等から、地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について発掘・確保・定着を一括して支援します。具体的には、事業者における経営課題の明確化・求人像を深掘りを通じた採用確度の向上や、人材採用・定着のための職場づくりや企業情報発信について、企業側の希望に応じた事前相談やセミナー等を実施します。また、多様な人材確保のために、全国各地でマッチングイベント等を実施するとともに、好事例の横展開を図ります。

2．中小企業・小規模事業者の人材育成支援

①中小サービス業中核人材の育成支援事業

サービス産業の次世代の経営人材等と、優れた取組を行う企業等をマッチングし実地研修を組成することで、経営の成功の鍵を体得する機会を提供します。

②スマートものづくり応援隊事業

生産現場の工程改善やIoT・ロボット導入に知見を有する専門家（スマートものづくり応援隊）の人材育成・中小企業への派遣を通じて、生産性向上の伝承を促進します。

3．小規模事業者支援人材育成事業（経営指導員研修）

・商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で行います。

4．中小企業等支援人材育成事業（タウンマネージャー研修）

・民間団体等が、空店舗対策・合意形成の手法等の専門知識の研修等を実施し、中心市街地の活性化に向けたまちづくりの専門人材を育成します。

４．その他の支援策
（地域未来投資促進法関係）

地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

- 観光・航空機部品など**地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組**が登場しつつある。こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

＜「地域未来投資」が行われている成長分野の例＞

成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- バイオ・新素材

航空機市場の成長予測：
国内生産額1.8兆円（2015年）
⇒ 3兆円超（2030年）

農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化

６次産業化市場の成長予測：
10兆円（2020年）

第４次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による課題解決・高収益化

第４次産業革命関連の成長予測：
付加価値額 30兆円（2020年）

観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用したスタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用

スポーツ国内市場の成長予測：
5.5兆円（2015年） ⇒ 15兆円（2025年）

環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー

環境・エネルギーの成長予測：
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）

ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備

健康医療関連国内市場の成長予測：
16兆円（2015年） ⇒ 26兆円（2020年）

＜「地域未来投資」の特徴＞

（１）将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資
（２）地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携
（３）明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入

⇒ 担い手として**地域の中核企業**が重要な存在

地域未来投資促進法の基本スキーム

- 国の基本方針に基づき、**市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。**
- **事業者は、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。**
- 国は、地方公共団体及び地域経済牽引事業者を支援。

①市町村・都道府県が基本計画を策定

○○県○○地域基本計画

・対象となる区域（促進区域）
・経済的効果に関する目標
・地域の特性　×　推進したい分野
・地域経済牽引事業の要件
・自治体による事業環境整備の内容

②事業者が地域経済牽引事業計画を策定

地域経済牽引事業計画

・地域経済牽引事業の内容及び実施時期
・地域経済牽引事業の経済的効果
・活用する地域の特性　×　活用する分野
・特例措置に関する事項

③都道府県知事が承認

（官民連携型は国が承認）

計画策定・実行フェーズごとのサポート

【情報収集支援】

①地域経済分析システム（RESAS）
②候補企業を2000社選出・公表（本年夏頃）

【地域の協力体制の構築】

地域経済牽引事業促進協議会

【支援措置】

事業のニーズに合わせて集中的に支援

- ヒト（人材）
- モノ（設備投資）
- カネ（財政・金融）
- 情報
- 規制の特例措置等

主な支援措置

① 予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

（30年度予算案161.5億円）

・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

1）新技術の研究開発等への補助

2）戦略分野の市場獲得に向けた設備投資等への補助

3）専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

○地方創生推進交付金の活用

（30年度予算案1,０００億円）

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援（設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化）

② 税制による支援措置

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 金融による支援措置

○資金供給の円滑化

・政府系金融機関による金融支援（30年度要求）

・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

○IT活用に関する知見の支援

・情報処理推進機構（IPA）による協力業務

⑤ 規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の緑地面積率の緩和

・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化

・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

地域中核企業・中小企業等連携支援事業 【再掲】

平成30年度予算案額 161.5億円（155.0億円）

（1）中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816
（2）地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課
03-3501-0645
（3）同上

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国経済の底上げを図っていくためには、地域経済を牽引する地域中核企業（中小企業、中堅企業）と、中小企業、大学・公設試等の連携を促進し、地域に波及効果を及ぼす取組を重点的に支援していくことが重要です。
- このため、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者等が、中小企業と連携して行う活動等を、事業化戦略の立案から研究開発、販路開拓まで一体的に支援していきます。

成果目標

（1）ものづくり研究開発においては事業終了後5年以内、サービス開発においては事業終了後2年以内に、事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

（2）市場獲得においては、事業終了後3年以内に、売上額、付加価値額等の目標値を達成した事業が半数を超えることを目指します。

（3）新事業創出に向けた一貫支援においては、地域中核企業等の平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを目指します。

※なお、「未来投資戦略2017」では、地域未来投資促進法を活用し、当該事業以外の施策も総動員して３年で2000社程度の支援を目指すこととしています。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

（1）ものづくり・サービスの開発（戦略的基盤技術高度化・連携支援事業）

- 中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が、大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓等への取組を最大3年間支援します。
- 中小企業等経営強化法の新連携計画認定を受けた中小企業が行う新たなサービスモデル開発等を2年間支援します。※地域未来投資促進法の計画承認を受けた者が参画する事業は審査において優遇

補助上限額：【ものづくり】4,500万円 ※初年度以降は異なる
【サービス】3,000万円

補助率： 【ものづくり】2/3 ※大学・公設試等の場合は定額
【サービス】1/2 ※IoT、AI等の先端技術活用の場合は2/3

（2）市場獲得（戦略分野における地域経済牽引事業支援事業）

- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者（※）が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における設備投資を支援します。

補助上限額：5,000万円（連携事業者数に応じて最大で１億円）

※中小企業以外の場合には、当該事業者への補助額は、補助額全体の1/2未満。

（3）新事業創出に向けた一貫支援（地域中核企業創出・支援事業）

- 国際市場に通用する事業化等に精通した専門家（グローバル・コーディネーター）を含むグローバル・ネットワーク協議会や支援人材を通じて、地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者をはじめとする地域中核企業等による新事業のための体制整備から、事業化戦略の立案、販路開拓まで、事業段階に応じた支援をします。

地域未来投資促進税制

地域の強み（産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等）を活かした先進的な事業について、設備投資した場合、課税の特例の対象となる。

地域未来投資法における支援スキーム

地域経済牽引事業計画

（承認のポイント）
・都道府県の策定する基本計画に合致していること
・地域経済に対して高い波及効果があること
（主な支援措置）
課税の特例、金融支援、専門的アドバイス、規制特例

事業者 → 策定 → 地域経済牽引事業計画

都道府県 → 承認 → 地域経済牽引事業計画

課税の特例措置

（確認のポイント）※１
・先進性を有すること

国 → 確認 → 課税の特例措置

※上記承認要件の他に、
①総投資額が2，000万円以上であること
②前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
（地方自治体が事業者として参画する場合を除く。）
③対象事業の売上高伸び率（%）　≧　過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率（%）＋5%　かつ 対象事業の売上高伸び率（%）がゼロを上回ることを満たすことが必要

課税の特例の対象・内容

承認された事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	４０%	４%
器具備品	４０%	４%
建物・附属設備・構築物	２０%	２%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度
※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

※１　生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く

【お問い合わせ先】

＜働き方改革全般に関するお問合せ＞

関東経済産業局　産業部　産業振興課

TEL：048-600-0303

＜予算関連・未来投資促進法に関するお問合せ＞

関東経済産業局　地域経済部　地域振興課（静岡担当）

TEL：048-600-0258